児童扶養手当

所得制限有 全ての市町村

ひとり親家庭のお母さんやお父さん又は養育者（祖父母など）を対象に、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

対象者・要件

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童（一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満）を養育している方

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が重度の障害の状態にある児童
4. 父又は母の生死が明らかでない児童
5. 父又は母に引き続き１年以上遺棄されている児童
6. 父又は母がＤＶ防止法に基づく保護命令（母又は父の申立により発せられたものに限る。）を受けた児童
7. 父又は母が引き続き１年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
9. 父母ともに不明である児童

事業内容

手当額

手当額は所得に応じて決定されます。

第１子 (※令和８年４月分～)

全部支給	月額48,050円
一部支給	月額48,040円～11,340円

第２子以降加算

全部支給	月額11,350円加算
一部支給	月額11,340円～5,680円加算

※令和6年11月分から第3子以降の児童に係る加算額が第2子の加算額と同額に引き上げられました。

所得制限額表

（令和７年11月～令和８年10月分）

限度額 ＼ 扶養親族等の数	令和６年分所得額		
	○請求人本人		●扶養義務者 ●配偶者 ●孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
０人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
１人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
２人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
３人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

※請求者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が表の額以上ある場合は、手当の一部又は全部が停止となります。

請求方法

お住まいの市町村で請求の手続きをしてください。

県知事（町村にお住まいの方）又は市長（市にお住まいの方）の認定を受けることにより支給されます。

支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）、各支払月の11日（11日が土日、祝日にあたるときは繰り上げ）に、支給月の前月分までの手当が指定金融機関口座へ振り込まれます。

申請先・問い合わせ先

富山市　**富山市こども福祉課**

富山市新桜町7-38

連絡先：076-443-2055

URL：https://www.city.toyama.toyama.jp/kodomokateibu/kodomohukusi/hitorioyakatei_2.html